

# 所得税や 市・県民税の申告は 正しくお早めに

平成30年分の所得(所得税、市・県民税)の申告が始まります。例年申告期間中は会場が混み合いますので、あらかじめ必要書類の確認を行い、ご自分で作成して早めに提出するようにしましょう。

なお、税務署では確定申告書用紙の送付の見直しを行い、申告書用紙に代え、「お知らせはがき」(または「お知らせ通知書」)の送付になっていますのでご注意ください。

問合せ 所得税 津島税務署  
☎26-2161  
市・県民税 市税務課市民税G  
☎55-9263

## ①津島税務署が開設する申告受付会場

場 所	期 間	受付時間
津島商工会議所	2月18日(月)～3月15日(金)の平日 2月24日(日)、3月3日(日)	午前9時～午後5時 (午後4時までにお越しください)

## ②市が開設する申告受付会場

場 所	期 間	受付時間
市役所 4階 大会議室	2月18日(月)～3月15日(金)の平日 ただし、市・県民税の申告に限り、2月14日(休)から受付します。	午前8時30分～11時 午後1時～4時
神守支所	2月18日(月)～26日(火)の平日 3月4日(月)～15日(金)の平日	午前9時～11時 午後1時～4時
神島田連絡所	2月27日(水)～3月1日(金)	午前9時～11時 午後1時～4時

※会場の混雑状況により、受付を早く終了する場合があります。また、②の会場では、平成31年1月1日現在、市内に居住している方が対象です。

## 所得税の確定申告

昨年1年間の事業や収入の総決算です。事業をしている方はもちろん、公的年金収入以外にも収入のある方、または給与収入のある方でも次のような方は確定申告をしてください。

- ・給与の年収が2000万円を超える方
- ・給与と所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える方
- ・給与の支払いを2カ所以上から受けており、年末調整されていない給与の収入金額と給与所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える方
- ・確定申告をすると所得税が還付される方

申告期間・会場 別表①②のとおり

## 市・県民税の申告

平成31年1月1日現在、市内に居住している次の方は、市・県民税の申告をしてください。なお、所得税の確定申告書を提出した方は、市・県民税の申告書も併せて提出したことになるため、あらためて市・県民税の申告をする必要はありません。

- ・平成30年中に所得があった方
- ・給与所得者で、勤務先から市役所に給与支払報告書(源泉徴収票)が提出されていない方
- ・給与所得者で、給与以外の所得が20万円以下の方

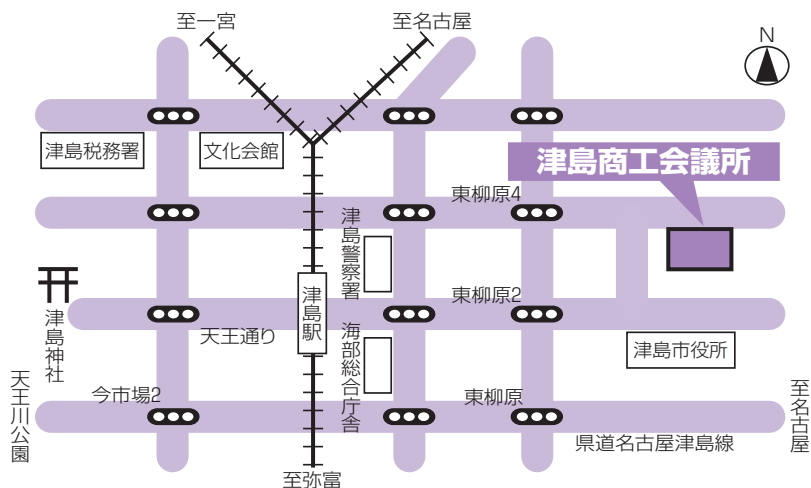
・公的年金収入400万円以下かつ公的年金以外の所得が20万円以下の方で、源泉徴収票以外の所得控除等がある方

・特定配当等に係る所得および特定株式等譲渡所得について所得税と異なる課税方式を選択される方

・災害や盗難などの雑損控除や医療費控除などを受けようとする方

・住所が市外にあつて、事務所、事業所、家屋敷が市内にある方

申告期間・会場 4ページの表②のとおり



## 申告の相談をされる方へ

◆次の方は、津島税務署(津島商工会議所内申告会場)へ

- ・個人事業主で青色申告決算書が未作成または作成の相談をされる方
- ・確定申告をされる方で事業所得(営業等、農業)または不動産所得の収支内訳書が未作成の方
- ・平成30年中に土地や家屋、株式を売却された方
- ・家屋の新築または購入などにより新たに住宅借入金等特別控除を受けられる方

## ◆医療費の合計は、自分で

個人ごとに受診医療機関・医療費の領収書の合計金額を計算し、保険金などで補てんされる金額を確認した上でご来場ください。平成29年分の確定申告から、医療費控除を受ける際は、領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」の作成および添付が必要となります。

※医療費の領収書は自宅にて5年間保存する必要があります。

※医療保険者からの医療費通知を添付する場合は、作成を省略できます。

なお、医療費控除は、その年中に支払った医療費から保険金などで補てんされる金額を差し引き、残った額から10万円または所得金額の5%のどちらから少ない額を差し引いた額が控除額になります。支払った医療費の全額が控除額にはなりません。

なりません。

◆申告書の作成にはマイナンバー(12桁)の記載および本人確認書類の提示が必要ですが

- ①または②の方法により本人確認(番号確認および身元確認)をします。
  - ①個人番号カード
  - ②通知カードや個人番号が記載された住民票の写しと運転免許証、パスポートなどの写真つき(※)身分証明書
- ※写真つき身分証明書が困難な場合には健康保険証など

## ◆必要書類等の確認を

申告に必要な書類等は、あらかじめ確認の上ご持参ください。また、税務署からの確定申告の「お知らせはがき」(または「お知らせ通知書」)がある方は、併せてお持ちください。

なお、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料と介護保険料の納付額確認書については、市政のひろば1月号17ページをご覧ください。

## 書類がそろっているか確認しましょう

- ・本人確認書類
- ・印鑑
- ・源泉徴収票
- ・生命保険料および地震保険料の控除証明書
- ・社会保険料(国民年金保険料)控除証明書

など

## 障害者控除対象者認定書の発行



65歳以上で介護保険による要介護認定を受けている方を対象に、「障害者控除対象者認定書」を発行します。所得税および市県民税の障害者控除を受けるために、確定申告の際に添付していただくものとなります(障害者手帳とは異なります)。

### 対象

**特別障害者** 12月31日現在の要介護認定が「要介護4または5」で、寝たきりまたは重度の認知症の方

**障害者** 12月31日現在の要介護認定が「要介護1以上」の方

※要介護認定の判定において、障害高齢者の日常生活自立度、または認知症高齢者の日常生活自立度が基準以上である方が対象です。

**申請により発行します**  
該当すると思われる方には、1月中に申請の案内を送付しています。発行を希望される方は、郵送または申請書をお持ちの上、直接左記へ。

**問合せ** 高齢介護課介護保険G  
☎ 24-11117

# あなたの申告は？

下記の①②③の当てはまるところで確認してください。

## ① 給与

年末調整は済んでいますか？

はい

いいえ

次のうち1つでも該当しますか？

- ・年末調整済以外の給与がある。
- ・年金など給与以外の所得がある。

はい

いいえ

それは20万円を超えていますか？

はい

いいえ

所得税の確定申告をしてください。

市・県民税の申告をしてください。

控除に変更がありますか？  
(扶養控除・住宅借入金等特別控除・医療費控除・雑損控除等)

はい

いいえ

所得税の確定申告をしてください。

申告の必要はありません。

次のうち1つでも該当しますか？

- ・給与を2カ所以上からもらっている。
- ・給与が103万円を超える。
- ・源泉徴収されている。
- ・年金など給与以外の所得が20万円を超える。

はい

いいえ

はい

所得税の確定申告をしてください。

所得税の確定申告の必要はありませんが、扶養親族の状況、各種控除合計額によって市・県民税の申告が必要となる場合があります。

## ② 個人事業など

個人事業

不動産などの収入

土地・家屋の売却

昨年、所得税の確定申告をしましたか？

はい

いいえ

所得税の確定申告をしてください。

所得額が控除額を超えますか？

はい

いいえ

所得税の確定申告をしてください。

市・県民税の申告をしてください。

## ③ 年金

1年間の年金収入が400万円を超えますか？

はい

いいえ

所得税の確定申告をしてください。

年金以外の所得が1年間で20万円を超えますか？

はい

いいえ

所得税の確定申告をしてください。

あなたの年齢は65歳以上ですか？(昭和29年1月1日以前生まれの方)

はい

いいえ

年金収入が年間で148万円を超えますか？

年金収入が年間で98万円を超えますか？

はい

いいえ

申告の必要はありません。  
ただし、源泉徴収されている方は所得税の確定申告をすると所得税が還付されます。

※給与所得と年金所得がある方は、年金収入が400万円以下であっても、給与所得が20万円を超えていれば、今までどおり確定申告書の提出が必要となります。

市・県民税の申告をしてください(源泉徴収票どおりの場合は、申告の必要はありません)。  
ただし、収入金額や扶養親族の状況、各種控除によって所得税の確定申告が必要となる場合があります。

## ①②③のいずれにも当てはまらない方

家族の扶養に入っていますか？(税法上の扶養)

はい

いいえ

申告の必要はありません。

市・県民税の申告をしてください。

国民健康保険や後期高齢者医療制度に加入の方、福祉医療制度を利用の方などは、収入がない場合でも申告してください。

## 平成30年分申告時の 主な注意点

### ◆配偶者控除および配偶者特別控除の 見直し

平成29年度税制改正により、配偶者控除および配偶者特別控除の見直しが行われ、合計所得金額が1000万円を超える方は配偶者控除の適用がなくなりまし。また、配偶者特別控除についても控除額が改正され、対象となる配偶者の合計所得金額が38万円超123万円以下とされました。

今回の改正により、配偶者控除および配偶者特別控除とともに、合計所得金額により控除額が細分化されています。

### ◆ご理解ください

市役所、神守支所、神島田連絡所の申告会場では、1日で受付できる件数に限りがあるため、番号札制で受付をしています。受付時間前でも番号札が終了する場合がありますので、ご理解いただきますようお願いいたします。



## 津島税務署からのお知らせ

### 確定申告書はご自宅で作成し、郵送等で提出できます

確定申告会場は大変混雑し、長時間お待ちいただく場合があります。

ぜひ、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。申告会場に行く手間がかからず画面の案内に従って金額などを入力するだけで計算誤りのない申告書等が作成できます。

作成した申告書は、郵送等により津島税務署にご提出ください。

**郵送先** 〒496-8720 津島市良王町2-31-1 津島税務署宛て

年末調整済みの給与所得者で、医療費控除またはふるさと納税などの寄付金控除を適用して申告する方は、スマートフォンでも所得税の確定申告が作成できます。詳しくは「確定申告書等作成コーナー」にてご確認ください。

※名古屋国税局では、申告書等作成に役立つ情報を掲載しています。

(<http://www.nta.go.jp/nagoya>)「所得税の確定申告書を作成される方へ」をご利用ください。

**問合** 津島税務署 ☎26-2161

確定申告書等  
作成コーナーへ!



## 子ども医療費助成の対象を拡大します



平成31年4月1日診療分から医療費助成の対象を拡大します。出生から中学校卒業まで所得制限なく受給できるようになります。

中学校卒業から18歳までのお子さんについては、引き続き、子どもの保護者(生計を維持する程度の高い方)の市町村民税所得割額が5万円以下の方が対象となります。

### 申請について

小学4年生から中学2年生までの方で、現在受給者証をお持ちでない方は、申請が必要です。対象年齢のお子さんの家庭には2月初旬にご案内を送りますので、お早目に手続きをしてください。

### 政令指定都市から転入した方へ

平成30年度から政令指定都市の市民税の税率が6%から8%に変更になりました。政令指定都市から平成30年1月2日以降に転入した小学4年生から18歳までの保護者は、市民税所得割額が5万円を超えても対象となる場合がありますので、ご相談ください。

**問合** 保険年金課医療・年金G ☎24-1114